

別紙 2 園芸作物等の先導的取組支援

第 1 趣旨

輸出の拡大や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした家庭内消費の拡大、輸入品から国産品への切り替えなど需要構造が変化する中、新たな需要に対応する生産体制の構築を早急に進めていく必要がある。このため、需要の変化に対応し、新品目・品種、新樹形の導入や産地の改革につながる新技術導入など、国際競争力の強化に向け産地を先導する取組に対して支援を行う。

第 2 事業の内容等

本事業の内容等は品目ごとに定めるとおりとする。

- I 果樹
- II 茶
- III 野菜
- IV 花き

第 3 事業実施主体の公募

本事業は公募事業とし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農産局長が公募するものとする。その詳細は農産局長が公募要領に定めるものとする。

1 審査

第 2 の I の事業については農産局において、第 2 の II から IV までの事業については地方農政局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、別表のとおりとし、応募者から提出された申請書類を審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。同ポイントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

2 審査結果の通知等

- (1) 農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、第 2 の I の事業については応募者に対して、第 2 の II から IV の事業については地方農政局長等に対して、審査結果を通知するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1) の通知があった場合、応募者に対し審査結果を通知するものとする。
- (3) 農産局長及び地方農政局長等は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

第 4 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

別表（審査基準）

審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・ 過去3か年に適正化法第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者（共同機関を含む。）
- ・ 効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	・ 事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・ 事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・ 目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・ 目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	・ 目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・ 予算計画は妥当なものになっているか。 ・ 目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・ 事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	・ 事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・ 代表者に十分な管理能力があるか。事業内容に関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・ 特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・ 事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【支援の妥当性】	・ 申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・ 成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・ 新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
品目ごとに、2項目の審査基準を設定			

2 各品目の審査基準

(1) 果樹

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
果実・果樹に対する知見	・果実の生産に関する知見を有しているか。 ・果実の流通に関する知見を有しているか。 ・果実の加工に関する知見を有しているか。 ・果実の消費に関する知見を有しているか。 ・果樹に係る試験研究等果樹農業に関する知見を有しているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
事業実施者等との協力体制	・応募者と事業実施者との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 ・『果樹産地構造改革計画について』（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知。）に基づく産地協議会や農業協同組合等の関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 ・都道府県と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。	3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 3 1 0

(2) 茶

審査基準		評価項目	配分基準	ポイント
茶に対する知見		・茶の生産に関する知見を有しているか。 ・茶の流通に関する知見を有しているか。 ・茶の加工に関する知見を有しているか。 ・茶の消費に関する知見を有しているか。 ・茶に係る試験研究等茶業に関する知見を有しているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
成果 目 標 に 関 する 基 準	Ⅱの第2の3の（1） のア	産地で推奨する品種の栽培面積の割合	100% 95%以上 90%以上 85%以上 80%以上 80%未満	5 4 3 2 1 0
	Ⅱの第2の3の（1） のイ	産地で推奨する品種へ転換する面積の割合	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 10%未満	5 4 3 2 1 0
	Ⅱの第2の3の（1） のウ	生産量又は販売額の増加割合	20%以上 18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 12%未満	5 4 3 2 1 0
	Ⅱの第2の3の（1） のエ	有機栽培面積の割合	28%以上 26%以上 24%以上 22%以上 20%以上 20%未満	5 4 3 2 1 0

	Ⅱの第2の3の(1)のオ	輸出向け栽培面積の割合	28%以上	5
			26%以上	4
			24%以上	3
			22%以上	2
			20%以上	1
			20%未満	0
	Ⅱの第2の3の(1)のカ	災害発生年と比較した単収の増加割合	18%以上	5
			16%以上	4
			14%以上	3
			12%以上	2
			10%以上	1
			10%未満	0

(3) 野菜

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標に関する基準	目標年度における対象品目の総出荷額に占める輸出向け出荷額の増加割合 ※複数の品目・品種等を対象とする場合は、当該品目・品種等の合計出荷額の割合を基準としてポイントを付与する。	10%以上	5
		9%以上	4
		8%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
		5%未満	0
		【輸出実績がない事業実施主体の場合】	
		・8%以上	5
		・7%以上	4
		・6%以上	3
		・5%以上	2
		・3%以上	1
		・3%未満	0
事業対象品目・品種における輸出先国のニーズ分析	・定量的な分析が行われているか。 ・客観的な分析が行われているか。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた分析が行われているか。 ・輸出先国は、ニーズの結果を踏まえて選択されているか。 ・事業対象品目は、ニーズ分析の結果を踏まえて選択されているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

(4) 花き

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標に関する基準 (Ⅳの第8の1)	転換元品目から転換先品目への転換面積 ※転換先面積の品目が複数の場合は、各品目の合計の面積とする。	140a以上	5
		115a以上	4
		90a以上	3
		65a以上	2
		40a以上	1
		40a未満	0
転換先品目に関する需要状況等	・転換先品目の需要を把握しているか。 ・転換面積と需要見込み量が整合していると認められるか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3

	・転換先品目の需要が輸出拡大又は新たな用途などの国内の既存生産者と競合しない需要か。 ・転換先品目について継続的な需要確保が見込まれるか。 ・協議会の場合は実需者（実需者と取引がある市場等の流通業者を含む）が構成員となっている、協議会以外の場合は実需者と連携し事業を実施する体制となっているか。	2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	2 1 0
--	---	-------------------------------	-------------